

成果目標に関する事項（計画が終了する令和8年度末の目標）

目標項目	県	市町村	基本指針	<参考> 第6期計画
施設入所者の地域生活への移行（継続）				
地域生活移行者の増加	○	○	令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
施設入所者の削減	○	○	令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減	令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）				
退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇	○		退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上	退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上
1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）	○		1年以上長期入院患者数を、国提示の推計式を用いて設定	1年以上長期入院患者数を、国提示の推計式を用いて設定
早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）	○		退院率をそれぞれ68.9%、84.5%、91.0%以上とする	退院率をそれぞれ69%、86%、92%以上とする
地域生活支援拠点等（項目の見直し）				
地域生活支援拠点等の整備（コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築）	○	○	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討
福祉施設から一般就労への移行等（項目の見直し等）				
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の増加	○	○	令和3年度実績の1.28倍以上	令和元年度実績の1.27倍以上
就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数の増加	○	○	それぞれ令和3年度実績の1.31倍、概ね1.29倍、概ね1.28倍以上	それぞれ令和元年度実績の1.30倍、概ね1.26倍、概ね1.23倍以上
就労定着支援事業の利用者の増加	○	○	令和3年度実績の1.41倍以上	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業の就労定着率の向上	○	○	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上
就労移行支援事業所の一般就労移行率の増加	○	○	就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上	—
障がい児支援の提供体制の整備等（項目の見直し等）				
児童発達支援センターの設置	○	○	各市町村に少なくとも1カ所以上設置（単独設置が困難な場合は圏域設置可）	各市町村に少なくとも1カ所以上設置（単独設置が困難な場合は圏域設置可）
保育所等訪問支援等の活用	○	○	全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	全ての市町村に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築	○	—	県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する	県において児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、体制を確保
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	○	○	各市町村に少なくとも1カ所以上確保（単独設置が困難な場合は圏域設置可）	各市町村に少なくとも1カ所以上確保（単独設置が困難な場合は圏域設置可）
医療的ケア児支援センターの設置及びコーディネーターの配置	○	—	令和8年度末までに県は、医療的ケア児支援センターを設置し、コーディネーターを配置	— (新規)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	○	○	令和8年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置	令和5年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置
障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行出来るようするための移行調整の協議の場の設置	○	○ 指定都市	令和8年度末までに県、指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置	— (新規)
相談支援体制の充実・強化等（継続）				
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組	○	○	令和8年度末までに各市町村に基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において実施体制を確保
障害福祉サービス等の質の向上（項目の見直し）				
障害福祉サービス等の質の向上（計画的な人材養成の推進）	○	○	県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みを定める	令和5年度末までに県及び市町村において取組を実施する体制を構築
	○	○	県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定	— (新規)

(注) 表頭「県」、「市町村」欄に「○」がある場合に目標設定が必要